

中井町店舗リノベーション支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における各店舗の集客力と利便性の向上、地域経済の活性化とにぎわいや産業の創出を図り、商業の振興に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 対象者は、町税の納税義務者であって、町税を滞納していない者とし、創業支援金融機関から創業のために必要な融資を受けた者であり、対象物件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新築または増築した店舗で当該建物の保存登記した日から1年以上経過しても、なお使用されていない空き建物を使用して事業を営もうとする者。
- (2) 仮設又は臨時の店舗ではなく、従前、恒常的に店舗として、使用されていたものであって、現在は使用されていない建物を使用し、事業を営もうとする者。
- (3) 所有者自ら又は借り受けして営業している店舗等で、第三者への継承を行おうとする店舗等で事業を営もうとする者。
- (4) 従前、住宅として使用していた場所を店舗として使用する者。

(対象事業)

第3条 店舗の改装及び設備の改善であって同一年度内に一回限りとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1カ月あたりの営業日数が原則15日以上であること。
- (2) 店舗の集客力や買物環境の向上に資するものであり、修繕や代替更新を主たる目的とするものではないこと。
- (3) 本社が町内にある事業所。
- (4) 営んでいる事業が別表1に掲げる業種に該当しないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

経費区分	内 訳
改装費	店舗等の改造や改装に要する経費、建物を解体して新たに店舗等を建築する場合の解体費、建物と一体となって機能する

	設備費、製造機器費。商品陳列棚、店舗看板等で改装工事により、店舗建物に固定されるものを含む。
備品購入費	創業を行う上で店舗等での顧客サービスに要する必要最低限の設備機器類の購入費。
宣伝広告費	新聞広告、チラシの作成及び配布。

※備品購入費及び宣伝広告費は、単独では対象とせず、改装費と併せた場合のみ対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の申請は同一年度内に一回限りとし、国、県又はその他の機関からの補助金等を控除した額の2分の1以内とし、50万円を上限（千円未満切捨て）とする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める文書を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付申請書（第1号様式）
- (2) 店舗利活用事業計画書（第2号様式）
- (3) 改装等に係る店舗の建物平面図
- (4) 見積書等の写し
- (5) 発行から3カ月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定通知書を受領するまでは、補助事業のうち交付申請の対象とした経費にかかる工事を開始してはならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から1か月以内又は2月末までのいずれか早い期日までに、次の各号に定める文書を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 店舗利活用事業報告書（第4号様式）
- (2) 支払証拠書類の写し

(3) 事業実施前及び事業実施後の写真

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の店舗利活用事業報告書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定する。

2 町長は、補助金交付額を確定したときは、中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付額確定通知書（第5号様式）を補助事業に交付する。

(補助金の請求)

第10条 前条第2項の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、補助金等交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、必要に応じて利子補給制度に関する書類の閲覧、調査及び報告を取扱金融機関に求めることができるものとし、補給申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、中井町店舗リノベーション支援事業補助金等取消通知書（第7号様式）をもとに取り消すとともに、既に交付した補給金の全部又は一部を中井町店舗リノベーション支援事業補助金等返還命令書（第8号様式）に基づいて、返還を命ずることができる。

- (1) 補給金の交付申請について偽りその他不正の行為があったとき。
- (2) 補給期の交付申請の内容について誤りがあったとき。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係) 対象外とする業種

1	農業
2	林業 (素材生産業及び素材生産サービス業を除く。)
3	漁業
4	金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
5	医療、福祉の医療業のうち、病院一般診療所及び歯科診療所
6	以下のサービス業
(1)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律 122 号) 第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
(2)	易断所、観相業、相場案内業
(3)	競輪、競馬等の競争場、競技団
(4)	芸妓業、芸妓幹旋業
(5)	場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
(6)	興信所 (専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
(7)	集金業、取立業 (公共料金又はこれに準ずるものを除く。)
(8)	宗教
(9)	政治・経済・文化団体

年 月 日

中井町長 様

申請者 住所

氏名

中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付申請書

このことについて、中井町店舗リノベーション支援補助金交付第6条の規定により、申請します。

記

補助金等交付申請額 円

- 1 事業の目的及び内容
- 2 事業計画及び予算（予算については予算書を添付）
- 3 事業の着手及び完了予定、事業期間
着手（始期） 年 月 日
完了（終期） 年 月 日
- 4 補助金算出の根拠
- 5 その他

〈以下町記入欄〉

町税納入状況

上記の者の町税納入状況は 年 月 日現在滞納がありません。

課（担当者確認印 ）

第2号様式（第6条関係）

店舗利活用事業計画書

1. 申請者

氏名	
住所	
連絡先	
経歴（過去の事業経験等）	

2. 店舗の概要

名称	
所在地	〒
業種	
取扱商品・サービスの内容	
営業開始（予定）年月日	
営業時間	
定休日	
事業内容	

3. 従業員

従業員数	人		
（うち家族）	（人）	パート・アルバイト	人

4. 支援区分（該当する欄に○を記載すること）

	店舗改修型支援
	新規出店型支援

5. 店舗利活用事業の概要と効果（店舗改修型支援の場合は、どのように店舗の集客力や買物環境の向上に繋がるのかを記載すること）

事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
概要と効果	

6. 収支予算

【収入】

区分	予算額（円）	摘要
自己資金		
うち借入金		
国・県等補助金		
町補助金		中井町店舗リノベーション支援補助金
計		

【支出】

区分	予算額（円）	摘要
改装費		
備品購入費		
宣伝広告費		
計		

7. 事業の見通し（月平均）

		創業・改装当 初	軌道に乗った 後 (年 月頃)	売上高、売上原価（仕入高）、経費を計 算された根拠をご記入ください。
売上高 ①		万円	万円	
売上原価② (仕入高)		万円	万円	
経 費	人件費	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計 ③	万円	万円	
利 益 ① - ② - ③		万円	万円	

第3号様式（第7条関係）

中産第 号

年 月 日

様

中井町長

中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付決定通知書

年 月 日付で申請された中井町店舗リノベーション事業補助金等交付申請書については、次のとおり決定したので中井町店舗リノベーション支援補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

記

補助金を交付する

補助金を交付しない

補助金交付しない理由

補助金交付決定にあたっての条件

- 1 補助対象経費は、中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付申請書に記載の事業内容とする。
- 2 店舗利活用事業報告書は、当該交付決定の日から1カ月以内又は交付決定を受けたその年度の2月末までのどちらか早い期日までに提出すること。
- 3 申請内容が予定期間に完了する見込みがない場合、若しくは、完了しない場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき、若しくは、要綱に違反することが認められた時は、補助金の交付を取消すことがある。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

店舗利活用事業報告書

1. 支援区分（該当する欄に○を記載すること）

	店舗改修型支援
	新規出店型支援

2. 店舗利活用事業の概要と効果

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
概要と効果	

3. 収支決算

【収入】

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	摘要
自己資金			
うち借入金			
国・県等補助金			
町補助金			中井町店舗リノベーション支援補助金
計			

【支出】

区分	予算額 (円)	決算額 (円)	摘要
改装費			
備品購入費			
宣伝広告費			
計			

第5号様式（第9条関係）

中産第 号
年 月 日

様

中井町長

中井町店舗リノベーション支援事業補助金等交付額確定通知書

年 月 日付けにて店舗利活用事業報告書の提出がありました標記の補助金について、下記のとおり補助金額が決定したので中井町店舗リノベーション支援補助金交付要綱第9条の規定により通知する。

記

補助額 金 円

備考

本通知書受領後、速やかに請求金等交付請求書（第6号様式）を町長に提出すること。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

中井町長 様

住所

氏名

印

補助金等交付請求書

年 月 日付け第 号をもって確定通知があった補助金の交付を中井町
店舗リノベーション支援補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

請求金額 _____ 円

振込先

金融機関名	
支店名	
種別	
フリガナ	
口座名義	
口座番号	

第7号様式（第11条関係）

中産第 号
年 月 日

様

中井町長

中井町店舗リノベーション支援事業補助金等取消通知書

年 月 日付け第 号にて交付決定をした補助金について、中井町
店舗リノベーション支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり交付の決定
を取り消したので通知する。

取消の理由

第8号様式（第11条関係）

中産第 号
年 月 日

様

中井町長

中井町店舗リノベーション支援補助金返還命令書

年 月 日付け 中産第 号にて交付決定した補助金について中井町店舗リノベーション支援補助金第11条の規定より、次のとおり交付の決定を取消し、補助金の返還を命ずる。

記

返還金額 円

返還の理由